

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>682</u>Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>附 則 (平成 29 年 3 月 3 日経企第 1753 号) この改正規定は、平成 29 年 3 月 9 日から実施します。</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>682</u> Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 375Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 375Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>682</u> Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																
(略)	(略)																
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 375Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																
(略)	(略)																